

令和7年1月24日  
北九州市都市ブランド創造局

報道機関各位

## 「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」 選択について

国の文化審議会（会長 しまたに ひろゆき 島谷 弘幸）が、令和7年1月24日（金）に開催され、同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、重要有形民俗文化財として1件、重要無形民俗文化財として4件を指定し、登録有形民俗文化財として1件、登録無形民俗文化財として2件を登録することについて文部科学大臣に、また、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として4件を選択することについて文化庁長官に答申する予定です。

本市からは、「黒崎祇園山笠行事」が記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択される予定です。

### 【記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択】

#### 黒崎祇園山笠行事（くろさきぎおんやまかさぎょうじ）

#### ※「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」について

重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に記録作成などの必要があるもの（例えば、文化財としての評価や現状が明らかでない場合や、家で行われる行事などのため指定による保護が困難な場合など）について選択します。選択後は、地方公共団体等が行う調査事業に要する経費について助成を受けることができます。

#### 【問合せ先】

都市ブランド創造局文化企画課

担当：橋本、楠本

連絡先：093-582-2391

## 【記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財の選択】

### (1) 名称

黒崎**祇**園山笠行事（くろさきぎおんやまかさぎょうじ）

### (2) 所在地

福岡県北九州市

### (3) 保護団体

黒崎**祇**園山笠保存会

### (4) 公開期日

毎年7月中下旬

### (5) 文化財の概要

#### 【選択の趣旨】

本件は、福岡県を中心に北部九州に分布する山笠行事の一つである。人形や岩山、屋形などの作り物を載せて巡行する山笠行事は、福岡市の博多祇園山笠行事がその成立も古く、周辺地域に影響を与え、「博多うつし」と呼ばれる山笠行事の広がりがみられる。本件はその一つであり、人形山である飾り山笠の形態や、喧嘩山笠と呼ばれる派手な曳き回しに山笠行事の性格をよく伝えている。北部九州における山笠行事の地域的展開や、我が国の山・鉦・屋台行事の変遷を理解する上で重要であるが、十分な調査記録がなく、変容も危惧されるため、記録の作成が必要である。

#### 【文化財の説明】

本件は、福岡県北九州市八幡西区の黒崎にある春日神社、岡田宮、一宮神社の三社の**祇**園祭礼に行われる行事で、各町内から8基の山笠が出て区内を曳行する。山笠は、2本の笹竹を山笠台に立てた笹山笠と、武者人形や屋形などで装飾した飾り山笠の2つの形態があり、夜には、山笠に明かりがつけられ、若者たちによって勇壮に曳き回される。また、素朴な形態をとる笹山笠は、山笠の原初的な形態を伝えているといわれている。



黒崎祇園山笠行事

●北九州市の指定・登録・選択文化財件数一覧 (今回答申後)

種 別	国指定文化財 (件)	県指定文化財 (件)	市指定文化財 (件)	合 計 (件)	
有形文化財	建 造 物	6	4	8	18
	絵 画	0	5	2	7
	彫 刻	0	4	6	10
	工 芸 品	0	8	7	15
	書跡・典籍・古書	0	1	10	11
	歴 史 資 料	1	0	0	1
	考 古 資 料	1	2	15	18
有形民俗文化財	0	10	7	17	
無形民俗文化財	3	6	13	22	
史 跡	0	7	13	20	
天 然 記 念 物	3	6	0	9	
合 計	14	53	81	148	

種 別	国登録文化財 (件)			合計 (件)
建造物	31			31

種 別	国選択文化財 (件)			合計 (件)
無形民俗文化財	2			2

●北九州市の国指定重要無形民俗文化財【指定順】

- 1 戸畑祇園大山笠行事 (昭和 55 年 1 月 28 日指定)
- 2 豊前神楽 (平成 28 年 3 月 2 日指定)
- 3 小倉祇園祭の小倉祇園太鼓 (平成 31 年 3 月 28 日指定)

●北九州市の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財【選択順】

- 1 小倉祇園太鼓 (平成 28 年 3 月選択)
- 2 黒崎祇園山笠行事 (今回答申分)

# 文化財の体系図

# 文化財

